

宅地造成等規制法改正を踏まえた 本市の対応について

第13回 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会

建築局 宅地審査課

令和5年10月25日

本日の内容



- I 事務局あいさつ
- II 委員会の概要
- III 委員紹介
- IV 委員長選任
- V 公開・非公開の決定
- VI 宅地造成等規制法改正の概要
- VII 審議事項 — 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う検討事項
 - 1 基礎調査（規制区域の指定）
 - 2 基礎調査（既存盛土等調査）
- VIII 今後の審議事項
 - 1 基礎調査（既存盛土等調査）
 - 2 技術的基準

Ⅱ 委員会の概要



・設置目的

横浜市における宅地開発行政の一層の充実並びにがけ地及び既存擁壁の防災対策の促進を図るため、市長の附属機関として設置します。

・設置根拠

- (1) 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例 . . . ≪資料－2≫
- (2) 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会運営要綱 . . . ≪資料－3≫

・委員任期

3年（令和5年9月1日から令和8年8月31日まで）

Ⅱ 委員会の概要

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（抜粋）

第1条（設置）

横浜市内の造成宅地（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第2条第7号に規定する造成宅地をいう。以下同じ。）、崖等における災害（旧法第2条第3号に規定する災害をいう。以下同じ。）を防止するための対策を促進するため、市長の附属機関として、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条（所掌事務）

委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域、法第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域及び法第45条第1項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関する事。
- (2) 旧法第9条第1項に規定する宅地造成に関する工事並びに法第13条第1項に規定する宅地造成等に関する工事及び法第31条第1項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準に関する事。
- (3) 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第16条第2項の規定による勧告に関する事。
- (4) 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第17条第1項及び第2項並びに一部改正法附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第22条第1項及び第2項の規定による命令に関する事。
- (5) 宅地造成（旧法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。）に伴う災害を防止するための工事の方法に関する事。
- (6) 崖及び擁壁の崩壊の危険性の評価に関する事。
- (7) 崖及び擁壁の崩壊を防止するための工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第12条第1項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を除く。）の方法に関する事。
- (8) その他造成宅地、崖等における災害を防止するための対策に関し市長が必要と認める事項

※赤字は宅地造成等規制法改正に伴う改正箇所

Ⅱ 委員会の概要



令和5年度スケジュール

第1回(本日)	(1)基礎調査(規制区域の指定) (2)基礎調査(既存盛土等調査)
第2回(令和6年1月頃)	(1)基礎調査(既存盛土等調査) (2)技術的基準

令和6年度スケジュール

第1回(令和6年5月頃)	(1)基礎調査(既存盛土等調査) (2)技術的基準
第2回(令和6年7月頃)	(1)基礎調査(既存盛土等調査) (2)技術的基準
第3回(令和7年1月頃)	基礎調査(既存盛土等調査)

Ⅲ 委員紹介



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

敬称略・50音順

氏名	専門分野	所属
浅野 志穂(新任)	森林科学	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 森林研究部門 森林防災研究領域長
稲垣 秀輝	地盤工学	株式会社環境地質 代表取締役会長
海老原 佐江子	法律	城南かがやき法律事務所 弁護士
齊藤 広子	不動産学	横浜市立大学 国際教養学部 教授
白木 克繁	砂防学	東京農工大学 農学部 地域生態システム学科 准教授
杉山 文章(新任)	農業土木	神奈川県土地改良事業団体連合会 専務理事
谷 和夫	地質学	東京海洋大学 学術研究院 海洋資源エネルギー学部門 教授
二木 幹夫	建築・土木構造	一般財団法人 ベターリビング 総括役

Ⅲ 委員紹介

(参考) 事務局紹介



所属	役職等	氏名
建築局宅地審査部	宅地審査部長	青木 淳
建築局宅地審査課 宅地企画担当	課長	加藤 忠義
	係長	可知 孝弘
	職員	岩崎 裕仁
		高橋 智子
		高橋 洋平
		谷合 素音

IV 委員長の選任



横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例第6条に基づき、委員の互選により委員長を定めます。

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（抜粋）

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

V 公開・非公開の決定



横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会においては、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う検討事項の審議を予定していますが、基礎調査の方法や審査基準は策定中の段階であり、審議、検討の場における発言内容は、検討がまだ十分でない段階での未成熟な情報です。

これが公になると、外部からの圧力により計画やその後の取組に不当な影響を受け、委員による率直な意見の交換が損なわれてしまうおそれや、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあります。

よって、これらの情報は、横浜市情報公開条例第7条第2項第4号に規定する非開示情報に該当すると考えられるため、**宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う以下の検討事項は非公開としたい**と考えています。

- ・ **基礎調査（規制区域の指定）**
 - ・ **基礎調査（既存盛土等調査）**
 - ・ **技術的基準**
- ・ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び同条例の解釈・運用の手引（抜粋）
- ・・・ ≪資料－4≫

VI 宅地造成等規制法改正の概要



明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

●改正の契機

令和3年7月に熱海市で大規模な土石流災害が発生

盛土等が 宅地造成に該当せず、宅地造成等規制法の許可対象外

1ha以下のため、森林法の許可対象外

静岡県土採取等規制条例の届出対象



(国土交通省資料より)

●既存制度上の課題

宅地の安全確保、森林機能の確保、農地保全等を目的とした各法律により

開発を規制しているが、各法律の目的の限界等から盛土等の規制が不十分

VI 宅地造成等規制法改正の概要



●宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、盛土規制法)の制定(令和5年5月26日施行)

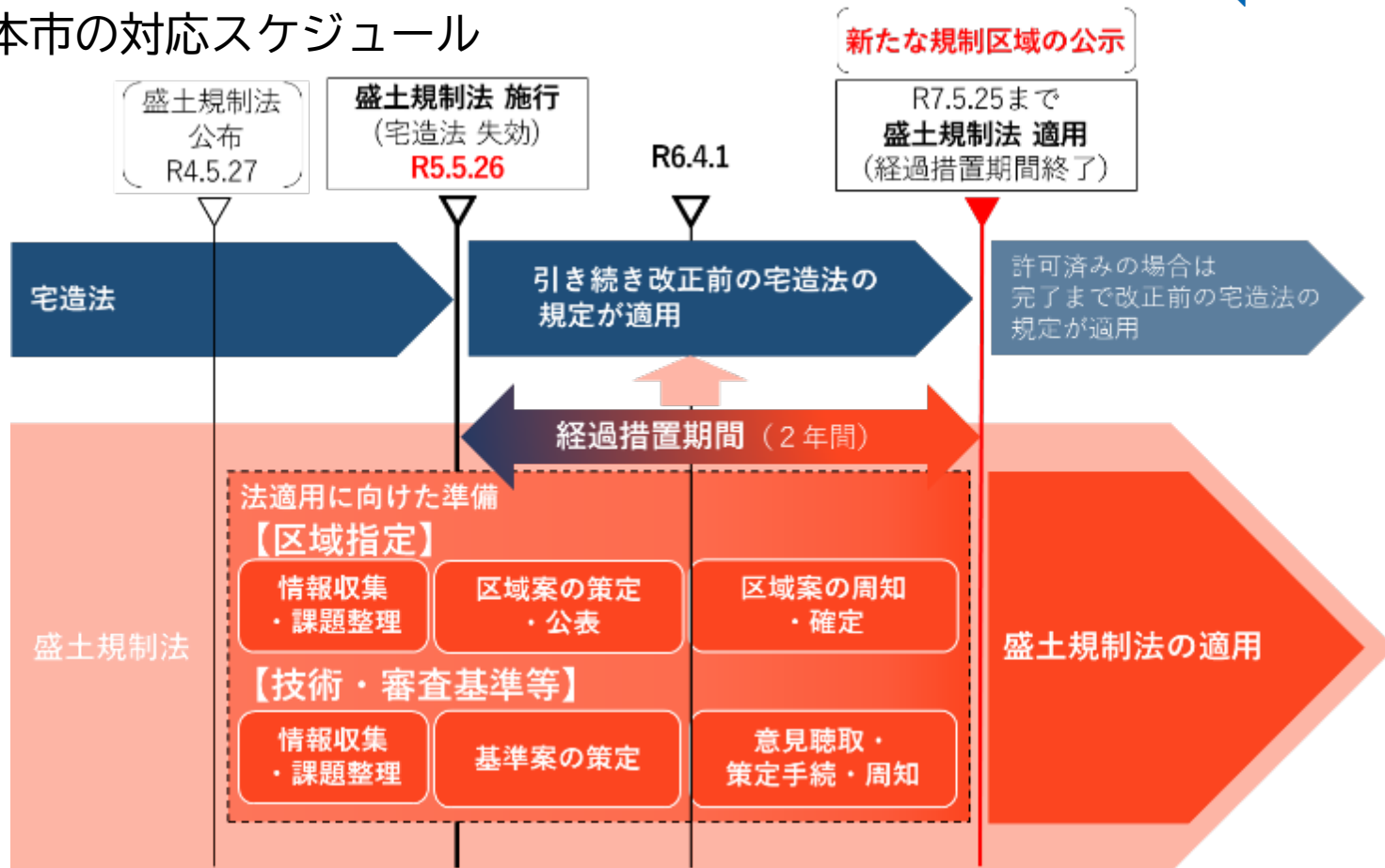
- ・盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、宅地造成等規制法が法律名や目的も含めて抜本的に改正
- ・土地の用途(宅地・農地・森林)にかかわらず、盛土・切土や土石の堆積が規制の対象(指定都市の長の許可)

●本市の対応について

- ・経過措置期間である令和7年5月までに基礎調査(規制区域の指定)を実施
- ・法改正に伴い、技術的基準等の検討や関係条例を改正
- ・盛土規制法施行から5年以内に基礎調査(既存盛土)を実施

VI 宅地造成等規制法改正の概要

●本市の対応スケジュール



○横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例

平成26年2月25日

条例第5号

改正 令和5年2月22日条例第4号

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例をここに公布する。

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例

(設置)

第1条 横浜市内の造成宅地（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第2条第7号に規定する造成宅地をいう。以下同じ。）、崖等における災害（旧法第2条第3号に規定する災害をいう。以下同じ。）を防止するための対策を促進するため、市長の附属機関として、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(令5条例4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域、法第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域及び法第45条第1項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関する事。
- (2) 旧法第9条第1項に規定する宅地造成に関する工事並びに法第13条第1項に規定する宅地造成等に関する工事及び法第31条第1項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準に関する事。
- (3) 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第16条第2項の規定による勧告に関する事。
- (4) 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第17条第1項及び第2項並びに一部改正法附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第22条第1項及び第2項の規定による命令に関する事。
- (5) 宅地造成（旧法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。）に伴う災害を防止するための工事の方法に関する事。
- (6) 崖及び擁壁の崩壊の危険性の評価に関する事。

(7) 崖及び擁壁の崩壊を防止するための工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第12条第1項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を除く。）の方法に関すること。

(8) その他造成宅地、崖等における災害を防止するための対策に関し市長が必要と認める事項

（令5条例4・一部改正）

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 第6条第3項及び第4項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び第4項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、第6条第4項及び前条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第2項中「委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた)」とあるのは「部会の委員(当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その)」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、建築局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成26年3月規則第14号により同年4月1日から施行)

附 則 (令和5年2月条例第4号)

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会運営要綱

制定 平成 26 年 4 月 18 日 建宅審第 41 号 (局長決裁)

改正 令和 5 年 5 月 26 日 建宅審第 89 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（平成 26 年 2 月横浜市条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 委員会は、条例第 2 条に基づき、次の事項を担当する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する宅地造成等工事規制区域、法第 26 条第 1 項に規定する特定盛土等規制区域及び法第 45 条第 1 項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関する事。
- (2) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下「一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「旧法」という。）第 9 条第 1 項に規定する宅地造成に関する工事並びに法第 13 条第 1 項に規定する宅地造成等に関する工事及び法第 31 条第 1 項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準に関する事。
- (3) 一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 16 条第 2 項の規定による勧告に関する事。
- (4) 一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに一部改正法附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令に関する事。
- (5) 宅地造成（旧法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。）に伴う災害を防止するための工事の方法に関する事。
- (6) 崖及び擁壁の崩壊の危険性の評価に関する事。
- (7) 崖及び擁壁の崩壊を防止するための工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 12 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を除く。）の方法に関する事。
- (8) その他造成宅地（旧法第 2 条第 7 号に規定する造成宅地及び法第 2 条第 9 号に規定する造成宅地をいう。）、崖等における災害（旧法第 2 条第 3 号に規定する災害及び法第 2 条第 5 号に規定する災害をいう。）を防止するための対策に関し市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が必要と認める者

- 2 委員の代理は、認めないものとする。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその委員の職を解くものとする。

(委員の責務)

第4条 委員は、第2条に掲げる職務を常に公正公平に行わなければならない。

- 2 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、横浜市が公表した情報については、この限りでない。

(部会)

第5条 特別に調査審議する事項がある場合は、条例第8条に基づき、委員会に部会を置く。

(会議の公開)

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員会の決定があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長又は部会長は、委員会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建築局宅地審査部宅地審査課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び同条例の解釈・運用の手引（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

第31条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

【解釈(2)イ】(同条例の解釈・運用の手引：市民局)

第2号は、附属機関が第7条第2項各号に規定する不開示情報に該当する事項を審議する場合には、当該会議を公開しないこととすることを定めるものである。

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

【解釈(5)】(同条例の解釈・運用の手引：市民局)

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合や行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがある場合などをいう。

【解釈(6)】(同上)

「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。